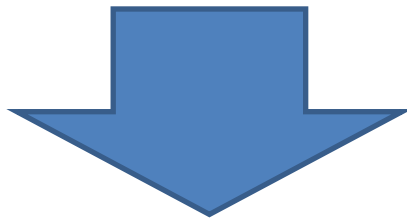


〔修正意見⑫（自民党）〕

- ・ 議会に必要な予算の確保については、第20条に第2項として「議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。」との規定を追加すべきである。



（議会の機能強化）

第20条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

千葉市議会基本条例（案）（抄）

第7章 議会の機能強化

（議会の機能強化）

第20条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

（専門的知見の活用）

第21条 議会は、議案等の審議及び審査の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。

（他の指定都市の議会との連携等）

第22条 議会は、大都市に特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第252条の19第1項の指定都市をいう。）の議会との連携、情報交換等を推進するものとする。

（政務活動費）

第23条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を行い、議会の機能強化に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。

（災害対応）

第24条 議会及び議員は、大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速かつ機動的な対応を図るものとする。

（議会事務局等の強化）

第25条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。